

四万十市社会福祉協議会配食サービス実施要綱

1 目 的

少子高齢化や核家族化の進展に伴い、住民の地域福祉に対するニーズは複雑・多様化している。こうした中で、地域福祉の中核をなす社会福祉協議会として、ボランティアの協力を得て配食サービスを実施することにより、日常生活の安否確認と併せて在宅高齢者並びに障害者福祉の増進を目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人四万十市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が行う。

3 対象者の範囲

当分の間、旧中村市区域内の下記に該当する者で見守りが必要な者

- (1) 75 歳以上の在宅一人暮らしの者
- (2) 65 歳以上の夫婦のみの世帯で、配偶者が寝たきりや認知症の世帯
- (3) 身体障害者 1 級又は 2 級の手帳の交付を受けている者
- (4) 前(1)～(3)の規定と同様の状態にあると市社協が認めた者

4 対象者の決定及び登録

- (1) 配食サービスを希望する場合は、配食サービス事業利用申請書（様式第 1 号以下「申請書」という。）により、担当民生委員を経由して市社協会長（以下「会長」という。）に提出する。
- (2) 会長は、申請書を受理した場合、速やかに本要綱を基にその必要性を検討し、該当・非該当を判定し、該当の場合は配食サービス事業利用決定通知書（様式第 2 号）により、非該当の場合は配食サービス事業利用非該当通知書（様式第 3 号）により、担当民生委員を経由して申請者に通知する。
- (3) 会長は、決定の通知に併せこれを登録する。
- (4) サービスを休止又は中止する場合は、配食サービス事業休止又は中止届（様式第 4 号）を、担当民生委員を経由して会長に提出する。
- (5) 会長は、中止届を受理した場合、登録を削除する。

5 配 食 日

- (1) 配食日は毎週水曜日とする。ただし、水曜日が祝日及び国民の休日の場合と、12 月 29 日から 1 月 3 日の年末年始は中止する。
- (2) 配食日にデイサービス等を利用する場合は、配食サービスは利用できない。

6 配食等の方法

- (1) 配食は昼食とし、賞味時間を午後 2 時までとする。
- (2) 調理及び配食は、ボランティアの協力を受ける。
- (3) 配食時に留守の場合は、持ち帰る。

7 配食利用者の負担

利用者は、食材費として1食300円を負担する。

8 事業に要する経費

配食利用者の負担のほか、事業に要する経費は共同募金配分金・社協会費・市補助金で運営する。

9 配食サービス事業運営委員会

配食サービス事業を円滑に実施するために、配食サービス事業運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 委員会は、配食サービス事業に関する事項について調査・研究・協議し、その結果を会長に具申する。
- (2) 委員は、ボランティアより2名、民生児童委員協議会より1名、市職員より1名を会長が委嘱する。
- (3) 委員の互選により委員長を選任し、委員長は委員会の議長となる。
- (4) 委員長は、3の(4)に規定する事項の要否について判定し、会長に具申する。
- (5) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (6) 委員会は、必要に応じて開催する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(様式第1号)

配食サービス事業利用申請書

令和 年 月 日

四万十市社会福祉協議会

会 長 様

〈申請者〉住所

氏名

⑩

電話

—

配食サービス事業を利用したいので、次の通り申請します。

利用者の状況					
住 所					
ふり 氏	がな 名	固定電話	—	—	
		携帯電話			
生年月日	大・昭・平	年	月	日	年齢 歳
申請理由	1人暮らし・高齢者・身体障害者（等級 級）・その他（ ）				
家族の状況			自宅付近の状況（地図）		
氏 名	年齢	続柄			
近親者の連絡先					
住所					
氏名					
続柄		電話	—		
担当民生委員の意見(申請者と家族及び近親者の日常的な関係等)					
担当民生委員					⑩
1. 認	2. 否	運営委員会委員長	⑩		